

資料 1

(仮称)自治基本条例の議会の責務等に関する規定(案)

(議会の役割,責務等)

第 条 議会は,本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに,執行機関を監視する機関として,その役割を果たし,市勢の進展及び市民自治の推進に努めます。

2 議会は,市民の意思を的確に把握し,政策の形成に反映させなければなりません。

3 議会は,政策形成機能の充実を図るため,積極的に調査研究を行うとともに,市民及び専門家等の知見を生かすよう努めなければなりません。

(市民に開かれた議会)

第 条 議会は,議会活動について市民に対する説明責任を果たすために会議を公開し,及び議会の保有する情報を積極的に提供するなど,開かれた議会運営を行わなければなりません。

(議員の役割及び責務)

第 条 議員は,この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため,自らの役割を深く自覚し,政治倫理の確立に努めるとともに,公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は,多様な市民の意見・要望を集約し,総合的な視点に立って市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。

3 議員は,議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため,調査研究活動等を通じ,不断の研鑽に努めなければなりません。